

様式第六（特定特殊自動車型式届出書）（第十二条関係）

特定特殊自動車型式届出書

環境大臣 殿
経済産業大臣 殿
国土交通大臣 殿



平成29年 7 月 7 日

住所 東京都世田谷区用賀四丁目10番1号

氏名 キャタピラージャパン合同会社
代表社員キャピラー・インターナショナル・インベストメンツ社
職務執行者 前畑 秀和



特定特殊自動車の型式につき、特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律
第十条第一項の規定により、次のとおり届け出ます。

1. 特定特殊自動車の車名及び型式

キャタピラー 320-E1

2. 特定特殊自動車に搭載する型式指定特定原動機の型式

・型式：キャタピラー YDR-C4.4

3. 届出に係る型式の特定特殊自動車のいずれもが特定特殊自動車技術基準に適合することの確認の方法

当社品質マネジメントシステム（ISO9001-2008取得）の適用により品質を確認する（別紙参照）。

備考

- (1) 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。
- (2) 届出書の用紙の大きさは日本工業規格 A4 とすること。

○経済産業省
国土交通省
環境省告示第百二十号

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第五十一号）第十条第三項の規定に基づき平成二十九年七月十日次のとおり特定特殊自動車の型式の届出があつたので、同条第四項の規定に基づき公表する。

平成二十九年十二月二十五日

経済産業大臣 世耕 弘成
国土交通大臣臨時代理
国務大臣 齋藤 健
環境大臣 中川 雅治

型式届出番号	特定特殊自動車の 車名及び型式	特定原動機 の型式	届出事業者の氏名 又は名称	届出事業者の住所
NV3-288	キャタピラー 320-E1	YDR-C4.4	キャタピラー・ジャパ ン合同会社	東京都世田谷区用賀四 丁目10番1号
NV3-289	キャタピラー 320 GC-E1	YDR-C4.4 ND	"	"
NV3-290	キャタピラー 323-E1	YDR-C7.1	"	"
NV3-291	キャタピラー D6 T-E2	YDS-C9.3	"	"